

銚田・大洗広域事務組合職員の勤務時間、休暇等に関する条例施行規則

制定 令和3年4月1日規則第8号

(趣旨)

第1条 この規則は、銚田・大洗広域事務組合職員の勤務時間、休暇等に関する条例（令和3年銚田・大洗広域事務組合条例第15号）の施行に関し、別に定めがあるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(勤務時間、休暇等)

第2条 職員の勤務時間、休日及び休暇については、銚田市職員の勤務時間、休暇等に関する規則（平成17年銚田市規則第22号）の例による。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。